

この解説には、以下のものが含まれています。

◎船舶設備規程(昭和9年2月1日逓信省令第6号)

◎船舶設備規程第2条第2項の区域を定める告示(平成7年7月29日 運輸省告示第445号)

◎船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示(平成10年7月1日 運輸省告示第337号)

◎船舶設備規程第115条の28の安全航行設備の基準を定める告示(平成16年12月23日 国土交通省告示第1548号)

◎船舶の脱出設備の基準を定める告示(平成14年6月25日 国土交通省告示第510号)

◎船舶の操舵の設備の基準を定める告示(平成14年6月25日 国土交通省告示第511号)

◎航海用具の基準を定める告示(平成14年6月25日 国土交通省告示第512号)

◎船舶設備規程等の一部を改正する省令附則第2条第9項の機能等を定める告示(平成18年3月31日 国土交通省告示第460号)

◎船舶設備規程第311条の22第1項第3号の無線電信等を定める告示(平成4年1月28日運輸省告示第52号)

◎ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する船舶の電気設備の基準を定める告示(平成14年6月25日国土交通省告示第513号)

◎船舶設備規程第288条第1項の動力ビルジポンプを定める告示(平成20年12月12日国土交通省告示第1459号)

◎船舶における船内の騒音防止の措置を定める告示(平成26年6月2日国土交通省告示第654号)

条	船舶設備規程	告 示	解 説
第79条	<p>第2編 居住、衛生及非常用設備 第1章 旅客室</p> <p>船舶ニ設備スル旅客室ハ本章ノ規定ニ適合スルモノナルコトヲ要ス</p> <p>2 左ニ掲グル旅客以外ノ旅客ニ対シテハ旅客室ヲ設備スベシ</p> <p>1 甲板旅客（遠洋又ハ近海ノ航行区域ヲ有スル船舶ガ船舶安全法施行地ヲ除クノ外東ハ東経180度、西ハ東経40度、南ハ南緯11度、北ハ北緯35度ノ線ニ依リ限ラレタル区域、紅海、黄海又ハ渤海ニ於テ船舶ノ暴露甲板上ニ搭載スル旅客ヲ謂フ以下同ジ）</p> <p>2 沿海以下ノ航行区域ニシテ航行予定時間3時間未満ノ航路ニ於テ搭載スル旅客</p> <p>3 管海官庁ニ於テ差支ナシト認ムルトキハ7月1日ヨリ8月末日ニ至ル期間ニ限り前項第2号ノ規定ニ依ル航行予定時間ヲ5時間迄延長スルコトヲ得</p>		<p>第2編 居住、衛生及脱出設備 第1章 旅客室</p> <p>（適用及び旅客室の設置）</p> <p>79.1(a) 旅客室を任意に備えた場合であっても、当該旅客室は本項の規定により本章の規定に適合する必要がある。</p> <p>(b) 旅客室が第2項の規定により強制されているものである場合には、少なくとも風雨密に閉囲できる構造のものであること。</p> <p>(c) 任意に設けた室であって(b)の規定に適合しないもの(例えば、1端開放)についても、定員の算定上又は脱出の見地上からは旅客室に準じた取扱いとすること。</p> <p>(d) 水中翼船にあつては、第2項各号に掲げる旅客に対しても、できる限り旅客室を設けること。</p> <p>79.2(a) 「航行予定時間」とは、一般に出発港から最終到着港に至る停泊時間を含めた延時間をいう。</p> <p>(b) 平水区域内において甲地を起点として、乙地に往復し、また丙地に往復する航海に従事する船舶で、甲地と乙地間及び甲地と丙地間の各航行予定時間が3時間未満であり、かつ、大部分の旅客が甲地において入れ替わる見込みがあるものについては、第2号の規定に該当するものとして、旅客室を設備しなくて差し支えない。</p>
第80条	<p>旅客室ハ最高航海吃水線ノ下方1.8メートルニ当ル箇所ヨリ上方ニ之ヲ設クベシ</p>		<p>（旅客室の上下位置）</p> <p>80.0(a) 満載喫水線又は区画満載喫水線の表示のない船舶にあつては、最高航海喫水線は計画の最も深い喫水に相当する水線とする。</p> <p>(b) 当該旅客室の床面(通路の上面であつて、客席上面ではない。)が最高満載喫水線から測つて1.8m以内であれば、本条の規定に適合する。</p>
第81条	<p>遠洋ノ航行区域ヲ有スル船舶ノ旅客室ノ高サハ2.1メートル以上ナルコトヲ要ス</p> <p>2 近海以下ノ航行区域ヲ有スル船舶ノ旅客室ノ高サハ1.8メートル以上ナルコトヲ要ス但シ管海官庁ニ於テ非常ノ際ニ於ケル旅客ノ脱出上差支ナシト認ムルトキハ1.4メートル以上ノ高サト為スコトヲ得</p>		<p>（旅客室の高さ）</p> <p>81.0(a) 旅客室の高さについては、一般に次のように定義する。</p> <p>(1) 上部は、上部甲板下面又は天井張り下面(天井張りを有する旅客室に限る。)とし、普通のビーム等は考慮しない。</p> <p>(2) 下部は、木甲板、デッキコンポジション等の甲板被覆又は(小型船の)敷板の上面とし、客席は考慮しない。</p> <p>(b) 旅客室の高さの算定に当たっては、客席、救命胴衣格納箱、パイプその他の艤装品は脱出上差し支えないと認められれば無視して差し支えないが、通路の部分(出入口を含む。)は、いかなる場合にも規定の高さ(1.8mより軽減された場合にあつては、出入口の部分を除き、当該軽減された高さ)以上であること。</p> <p>81.1(a) 遠洋区域を航行区域とする船舶の天井張りを有する旅客室については、クリア・ハイトを1.9m以上として差し支えない。ただし、甲板間高さは、2.1m以上であること。</p> <p>81.2(a) 本項ただし書の規定により、旅客室の高さを軽減できるのは、例</p>

			<p>えば次のような場合とする。ただし、立席を設ける部分は、1.7mより軽減してはならない。</p> <p>(1) 船尾斜曲の場所等であって床面積を広げる目的で一部の床(全旅客室面積の約 1/3 程度までに限る。)を持ち上げる場合(図 81.2&lt;1&gt;)</p>  <p>図 81.2&lt;1&gt;</p> <p>(2) 面積約 15m<sup>2</sup>以下の客室であって、上甲板より高い場所の両舷に多くの大きな窓(幅約 60cm 以上、高さ約 75cm 以上を標準とする。)があり、これからも比較的容易(デッキから窓までの高さが約 1m 以下)に脱出できる場合(図 81.2&lt;2&gt;)</p> <p>(3) 小型船において、通路の部分が高さ 1.8m 以上になるようトランク状に甲板を持ち上げた場合(図 81.2&lt;2&gt;)</p>  <p>図 81.2&lt;2&gt;</p>
第 8 2 条	削除		
第 8 3 条	削除		
第 8 4 条	旅客室ハ燃料油槽ノ隔壁又ハ頂板ニ隣接シテ之ヲ設クルコトヲ得ズ但シ油槽隔壁ト旅客室トヲ隔離スル為通風十分ニシテ且通行シ得ル間隙ヲ以テ気密ナル鋼製隔壁ヲ設ケタル場合又ハ人孔其ノ他ノ開口ナキ油槽頂板上面ヲ厚サ 3 8 ミリメートル以上不燃性塗料ヲ以テ塗装シ且該場所ノ通風ヲ特ニ十分ト為シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ		<p>(燃料油タンク等に隣接する旅客室及び船員室)</p> <p>84.0(a) 不燃性のデッキコンポジションは、不燃性塗料に含む。</p> <p>(b) 船員室にあっては、室内を不燃性材料で構成する場合には不燃性塗料の厚さを軽減して差し支えない。</p>
第 8 5 条	旅客室ハ仮設ノ梁上ニ之ヲ設クルコトヲ得ズ 2 旅客甲板ハ梁ニ固著シ填隙シタルモノナルコトヲ要ス 3 旅客室直上ノ暴露鋼甲板及旅客ヲ搭載スル暴露鋼甲板ニハ木甲板ヲ張ルカ又ハ管海官庁ニ於テ之ト同等以上ノ効力アリト認ムル被覆ヲ施スコトヲ要ス		<p>(甲板被覆)</p> <p>85.3(a) 木甲板は、厚さ 50mm 以上であること。</p> <p>(b) 旅客室又は船員室直上の暴露鋼甲板であって、甲板裏面にグラス・ウールその他適当な防熱(普通の天井内張りのみでは、適当なものとはしない。)を施したものについては、木甲板と同等の防熱効果が得られれば、適当な甲板被覆材を施したものとして取り扱って差し支えない。</p>
第 8 6 条	沿海以下ノ航行区域ヲ有スル船舶ハ管海官庁ニ於テ差支ナシト認ムルトキハ前条ノ規定ニ依ラザルコトヲ得 2 甲板旅客ヲ搭載スル船舶ハ管海官庁ニ於テ航路ノ状況等ニ依リ差支ナシト認ムルトキハ前条第 3 項ノ規定ニ依ラザルコトヲ得		<p>(緩和規定)</p> <p>86.0(a) 沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶については、見込みにより、倉内の仮設床上を上甲板直下の甲板と認め、これに旅客室を設けて差し支えない。</p> <p>(b) 第 96 条第 2 項に規定する丁区域内においては、木甲板を有しない暴露甲板に甲板旅客を搭載して差し支えない。</p>
第 8 7 条	雑居客室ニハ出入口ニ通ズル通路ヲ管海官庁ノ適当ト認ムル様配置スベシ但シ坐席ノミヲ設クル面積 1 5 平方メートル以下ノ客室又ハ立席ノミヲ設クル客室ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ 2 前項ノ通路ノ幅ハ遠洋ノ航行区域ヲ有スル船舶ニ在リテハ 9 0 センチメートル以上、其ノ他ノ船舶ニ在リテハ 6 0 センチメートル以上ト為スベシ		<p>(雑居室内の通路)</p> <p>87.0(a) 通路の配置については、「脱出に有効であること」だけでなく、「日常の使用に有効であること」も必要とする。</p> <p>(b) 出入口(幅 b)の内側及び階段(幅 b)の下部には、脱出の際の人の滞留を考慮して、幅 1.5b 以上奥行 b 以上の矩形又は同等の空所を設けること。ただし、次に掲げる場合を除く。(図 87.0&lt;1&gt;参照)</p> <p>(1) 定員 50 人未満の室にあっては、適当にしん酌して 差し支えない。</p> <p>(2) 非常口又は非常階段にあっては、空所がなくても差し支えない。</p>

			<p>(3) 指定幅より相当大きい幅の出入口又は階段にあつては、指定幅を基準として適当な空所を設けることとして差し支えない。</p>  <p>図 87.0&lt;1&gt;</p>
第88条	<p>左ニ掲グル場所ハ客室ニ充ツルコトヲ得ズ</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 外車汽船ノ車覆</li> <li>2 船首隔壁アル船舶ニ在リテハ其ノ前部、船首隔壁ナキ船舶ニ在リテハ上甲板上面ニ於テ船首材ノ内面ヨリ船ノ最大幅ノ2分ノ1ニ当ル箇所ヨリ前部</li> <li>3 幅又ハ長さ60センチメートル未満ノ場所</li> <li>4 汽缶室ノ周囲ニ防熱装置ヲ施サザル場合ニ於テハ其ノ周囲60センチメートル迄ノ場所</li> <li>5 其ノ他管海官庁ニ於テ旅客ノ起臥動作ニ不適當ト認ムル場所</li> </ol>		<p>(客室として不適當な船室)</p> <p>88.0(a) 食堂、喫茶室、バー、ホールその他これらに類似の場所は、第5号に該当する場所として取り扱うこと。</p>
第89条	<p>左ニ掲グル場所ハ客室ノ面積ニ算入セズ但シ湖川港内ノミヲ航行スル船舶又ハ発航港ヨリ到達港迄直航スル船舶ニ在リテハ艙口ノ上面、周囲及載貨門ノ内側ヲ客席ニ算入スルモ妨ナシ</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 通路</li> <li>2 艙口ノ上面</li> <li>3 艙口ノ周囲60センチメートル迄ノ場所</li> <li>4 載貨門ノ前後各35センチメートルノ箇所ヨリ其ノ幅ニテ艙口ノ周囲60センチメートル迄ノ場所</li> </ol>		
第90条	<p>上甲板其ノ他閉塞セザル場所ニ旅客ヲ搭載スル場合ト雖モ左ニ掲グル場所ハ之ヲ客席ニ充ツルコトヲ得ズ</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 艙口、天窗、舷側水道其ノ他障害物ノ占ムル部分</li> <li>2 甲板室、艙口、天窗及舷側水道ノ間ニ於ケル幅60センチメートル未満ノ場所</li> <li>3 短船首楼甲板上ノ場所</li> <li>4 船首材ノ前面ヨリ船ノ長さノ8分ノ1間ニアル上甲板及長船首楼甲板上ノ場所</li> <li>5 管海官庁ニ於テ非常ノ際ニ於ケル旅客ノ集合上必要ト認ムル場所</li> <li>6 其ノ他管海官庁ニ於テ旅客ノ搭載ニ適セズト認ムル場所</li> </ol>		
第91条	<p>旅客室ノ容積ノ算定ニ付テハ左ノ各号ノ規定ニ依ル</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 形状整正ナル場所ニ在リテハ平均ノ幅ニ長さ及高さヲ乗ズ</li> <li>2 形状整正ナラザル場所ニ在リテハ各室毎ニ其ノ前中後ノ3箇所ニ於テ上中下ノ幅ヲ測リ前後ニ於ケル上下ノ幅ノ和ニ前後ノ中幅ノ4倍及中央ニ於ケル上下ノ幅ノ各4倍ヲ加ヘ且中央ノ中幅ノ1.6倍トヲ加ヘタルモノヲ3.6ニテ除シ之ニ長さ及平均ノ高さヲ乗ズ</li> <li>3 船尾斜曲ナル場所〔長さ(矢)ガ幅(弦)ノ2分ノ1ノ箇所ヨリ後部〕ニ在リテハ長さノ3分ノ2ニ其ノ場所ノ前端ノ幅ト高さトヲ乗ズ</li> <li>4 前各号ノ規定ニ依リ定メタル容積ヨリ該容積内ニ於テ客室ニ充ツルコトヲ得ザル場所ノ容積ヲ減ズ</li> </ol>		
第92条	<p>客席ノ面積ノ算定ニ付テハ左ノ各号ノ規定ニ依ル</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 形状整正ナル場所ニ在リテハ平均ノ幅ニ長さヲ乗ズ</li> <li>2 形状整正ナラザル場所ニ在リテハ前中後ノ3箇所ノ幅ヲ測リ前後ノ幅ノ和ニ中央ノ幅ノ4倍ヲ加ヘ6ニテ除シ之ニ長さヲ乗ズ</li> <li>3 船尾斜曲ナル場所〔長さ(矢)ガ幅(弦)ノ2分ノ1ニ等シキ箇所ヨリ後部〕ニ在リテハ長さノ3分ノ2ニ其ノ場所ノ前端ノ幅ヲ乗ズ</li> <li>4 前各号ノ規定ニ依リ定メタル面積ヨリ第89条ノ規定ニ依リ客室ノ面積ニ算入セザル場所及第90条各号ニ掲グル場所ノ面積ヲ減ズ</li> </ol>		

第92条 ノ2	旅客室ニハ其ノ見易キ場所ニ旅客室タルコト及定員ヲ表示スベシ		
------------	-------------------------------	--	--